

日本専門医機構認定 産婦人科専門医 更新基準

専門医は適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力を明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることの証明が求められます。そこで、日本専門医機構（以下、機構）による新専門医制度に於ける産婦人科専門医更新は、以下のごとく、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講、④更新試験の受験をもって行います。機構は地域医療確保の観点から、現場の医療の過剰な負担にならないように、柔軟な「機構認定専門医の更新」を行うとしています。

日本産科婦人科学会（以下、日産婦学会）は機構認定専門医申請に関して、その受付、一次審査、ならびに機構認定専門医候補者推薦を行います。その後、機構により二次審査が行われます。

以下に更新基準について記載します。ただし、この基準については今後必要に応じて見直しする可能性があります。申請の際は、必ず最新の更新基準を確認してください。

更新基準

① 勤務実態の自己申告（必須）

勤務形態については、申請前年度 1 年間の実態を申請してください。

② 診療実績の証明（必須^{注1、2}）

専門医資格を更新するために、専門医としての診療実績、診療能力を症例一覧（診療実績の証明（症例一覧表））で 50～100 症例（過去 5 年間の症例）提示することにより証明します。これら症例には外来症例、手術症例、分娩症例、健康相談等が含まれます（疾病/合併症/診断名等についての制限はありません）。

※症例数が 50 に満たない症例提示に対しては「診療実績の証明」の単位は付与されませんのでご注意ください。

※10 症例につき 1 単位が付与されます（例：56 症例を提示→付与されるのは 5 単位）。

注1: 機構は、下記の方針に基づき 2026 年度以降の更新審査においては更新歴に関わらず「診療実績の証明」を**必須**としました。これに伴い、産婦人科専門医更新基準においても 2026 年度よりこの点が変更されました。

注2: **3 回の更新（学会専門医を含む）を経た 65 歳以上（活動期間中に満 65 歳を迎えるものを含む）で、かつ、50 症例以上の症例提示が難しい場合:**

中央専門医制度委員会が指定する e テスト 付き e-learning を活動期間内に受講してテストに合格することをもって「診療実績の証明」5 単位相当の代替と認めます。

③ 更新単位 50 単位（必須）

産婦人科専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)～iv) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示します。合計 50 単位の取得が必要です（注 3 に該当する場合でも必要単位数は 50 単位です）。

各項目の最低単位数の取得だけでは合計 50 単位にはなりませんので、十分にご留意ください。

項 目	必要取得単位（5 年間）
i) 診療実績の証明（上記②に該当） （書面による申請の場合には、様式 3）	最小 5 単位、最大 10 単位
ii) 専門医共通講習 （必修講習 A、必修講習 B、任意講習 C）	最小 8 単位【もしくは 3 単位 ^{注 3} 】、最大 10 単位 （必修講習 A：各項目 1 単位の受講が必須） （必修講習 B：原則として各項目 1 単位の受講が必須【規定の条件を満たす場合は、必修講習 B の受講は免除 ^{注 3} 】）
iii) 産婦人科領域講習	最小 20 単位
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最小 0 単位 最大 10 単位 （学術集会参加単位は 6 単位が上限）

i) 診療実績の証明

上記②に該当するもので、診療実績として過去 5 年間の 50～100 症例を提示します。10 症例で 1 単位と認定されます。2026 年度以降の専門医更新申請時には更新回数に関係なく、全ての申請者において診療実績の提出が求められます^{注 1}。

3 回の更新（学会専門医を含む）を経た 65 歳以上（活動期間中に満 65 歳を迎えるものを含む）であり、かつ、50 症例以上の症例提示が難しい場合の「診療実績の証明」の方法は注 2 をご参照ください。

ii) 専門医共通講習（最小 8 単位【もしくは 3 単位^{注 3}】、最大 10 単位：ただし、必修講習 A の 3 項目（医療安全、医療倫理、感染対策）をそれぞれ 1 単位以上含むこと。必修講習 B の 5 項目（医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済、両立支援）を原則としてそれぞれ 1 単位以上含むこと）

専門医共通講習は、すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。

講習会講師については 1 時間につき 2 単位を算定することができます（受講単位と重複は不可、上限数制限なし）。証明となる書類コピーの提出が必要です。

注 3：以下の 1)～3) のいずれかに該当する場合は多様な地域における診療実績を有するものとみなされ、**必修講習 B の受講は免除されます。**

- 1) 2020 年度までに学会専門医と認定されており、2021 年度以降の専門医更新の際に機構専門医となった会員
- 2) 2021 年度以降に機構専門医に認定され、専攻医時代に最低 1 年間「地域医療研修が可

能な施設（基幹施設以外、東京 23 区以外、政令指定都市以外）」で勤務した会員
3) 2021 年度以降に機構専門医に認定され、専門医取得後の 5 年間（更新 1 期目）で最低 1 年間で「地域医療研修が可能な施設（基幹施設以外、東京 23 区以外、政令指定都市以外）」で勤務した会員

iii) 産婦人科領域講習（最小 20 単位）

産婦人科専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習受講を目的としています。学術集会等への参加だけでは単位は付与されません（学術集会参加については「iv) 学術業績・診療以外の活動実績」参照。

講習会講師については 1 時間につき 2 単位を算定することができます（受講単位と重複は不可、上限数制限なし）。証明となる書類コピーの提出が必要です。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績（最小 0 単位 最大 10 単位）

算定可能な単位について以下に示します。合計して 5 年間で最大 10 単位まで計上できます。

- ・ 学術集会参加（1 回につき）は開催期間・講演時間により単位数は異なります（5 年間で 上限 6 単位申請できます）。
- ・ 学会開催中の講演・講習会受講については ii) 専門医共通講習、あるいは iii) 産婦人科領域講習単位として計上します。
- ・ 学術集会発表、筆頭発表者に 1 単位（上限回数制限なし）、指導等を含め最も貢献度の高い共同発表者 1 名（原則として第 2 発表者）に限り 1 単位。
- ・ ピアレビューを受けた論文発表、筆頭著者に 2 単位、筆頭著者以外 1 単位（上限単位制限なし）
- ・ 学術集会等で座長を務めた場合、1 単位（上限回数制限なし）
- ・ 日産婦学会中央専門医制度委員会が指定する学術雑誌の査読を行った場合には、1 単位（上限回数制限なし）（商業誌は除く）
- ・ 専門医試験問題作成や試験委員・監督など試験に関する業務に携わる場合などは 1 業務につき 1 単位（上限回数制限なし）
- ・ 市民啓発のために地域学校等で講演、約 60 分で 2 単位（上限回数制限なし）
- ・ 校医を 1 年以上務めた場合、2 単位（5 年間で上限 2 単位）
- ・ 日産婦学会中央専門医制度委員会が承認する地域・国際保健活動を 2 単位（5 年間で上限 2 単位）
- ・ 医療事故調査制度における外部委員就任（学会推薦）については 1 年度につき 2 単位

④ 更新試験の受験（必須）

機構は、2026 年度以降の専門医資格更新者に更新試験の受験を求めています。これに伴い、産婦人科専門医更新審査においても 2026 年度よりこの点が変更されました。

中央専門医制度委員会が指定する e テスト 付き e-learning を更新申請時に受講してテストに合格する必要があります。